

此花区民ギャラリー設置運営要領

制定 平成 26 年 1 月 16 日

1. 設置

区民の文化意識の向上、コミュニティ活動の振興に寄与するため、日頃の文化、芸術活動の作品展示の場として、此花区役所 1 階玄関ロビーに此花区民ギャラリー（以下「区民ギャラリー」という）を設置する。

2. 展示作品

絵画・書・手芸・写真などの芸術作品等とする。ただし、次の項目をすべて満たすものであること。

- ①展示ブース内に収容可能なものであること
- ②公序良俗に反する恐れがないもの
- ③区民の文化意識の啓発・向上に資するもの
- ④創作活動グループの活性化に資するもの
- ⑤政治・宗教等の宣伝啓発、並びに営業・営利を目的としないもの
- ⑥その他、区長が庁舎管理等の観点から適切であると判断するもの

3. 出展資格

区内に在住もしくは在勤、在学する者で構成されているアマチュア創作活動グループとする。

4. 使用料

使用料は無料とする。

5. 使用許可申請手続き等

区民ギャラリーの使用を希望する者は、様式 1 「此花区民ギャラリー使用許可申請書」を此花区役所総務課に提出（郵送可）。または、大阪市行政オンラインシステムより申請しなければならない。また、使用期間については別に定める期間（概ね2週間程度）とし、作品の展示については同一グループにつき単年度1回を上限とする。

申請の受付については、以下のとおりとする。

- ① 受付期間は、2月1日～10日とする。提出の場合は、期間内の開庁日の勤務時間中（9時～17時30分）とする。また郵送の場合は、2月10日までに届いたものとする。
- ② 使用期間については第1希望から第3希望までを選択し、同じ使用期間で複数の申込があった場合には抽選により決定する。抽選に外れた場合は、第2希望同士または第3希望同士で抽選により決定する。第3希望でも使用期間が決定しない場合は申込者と総務課と協議する。
- ③ 決定した使用期間については、申込者あてに様式 2 「此花区民ギャラリー使用許可等通知書」を通知する。
- ④ 受付後に区民ギャラリーの申請を取り消す場合は、様式 3 「此花区民ギャラリー使用許可取消申請書」を総務課に提出すること。（郵送可）

- ⑤ 各申込者の使用期間が決定した後に年間の使用期間に空きが生じている場合は先着順にて随時受付を行う。

6. 審査

此花区長（以下「区長」という）は様式1「此花区民ギャラリー使用許可申請書」に基づき使用許可について審査を行う。その際、作品のスナップ写真等必要なものの提出を求めることができる。

7. 許可

区長は2に示す審査の基準を満たす作品であると判定を行い、申請者に様式2「此花区民ギャラリー使用許可等通知書」を交付する。

8. 許可の取消

区長は、展示内容が不適切または様式1「此花区民ギャラリー使用許可申請書」の申請内容が虚偽であると認められる場合、展示中であっても許可を取り消すことができる。展示中に許可の取消となった場合には、使用者において直ちに展示物を撤去しなければならない。使用者が直ちに展示物を撤去しない場合は、此花区役所において展示物を撤去することができる。その際、撤去にかかり費用が生じた際は、区長が使用者に対し請求を行うものとする。此花区役所による展示物の撤去後、一定期間を過ぎてもなお引取のないものについては、此花区役所において処分を行うことができる。その際、処分の際の処分費用等一切についても、同様に区長が使用者に対し請求を行うものとする。

9. 展示及び撤去

使用者は、使用許可書の許可条件にもとづき、作品を展示する。展示及び撤去について全て使用者の責任において行うものとし、展示枠ケースの鍵の授受、作品の搬入搬出の際には区役所担当者に使用許可書を提示しなければならない。また、展示及び撤去については、使用期間内の開庁時間中に行うこととする。

10. 損害賠償

使用者は、その責めに帰する理由により区民ギャラリーの全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。

11. 確認

使用者は展示完了時及び搬出完了時には総務課の確認を受けなければならない。

12. その他

区民ギャラリーの使用の取扱に関して必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年1月16日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成31年1月15日から実施する。

附 則

この改正要領は、令和2年12月17日から実施する。

附則

この改正要領は、令和３年４月１日から実施する。

附則

この改正要領は、令和４年１月１日から実施する。

附則

この改正要領は、令和４年４月１日から実施する。

申込日：令和 年 月 日

此花区民ギャラリー使用許可申請書（申込用紙）

此花区長 様

次のとおり此花区民ギャラリーを使用したいので、申請します。

なお、申請及び許可後の使用については、此花区民ギャラリー設置運営要領に記載の事項について、同意します。

団 体 名 代 表 者 名			
出 展 責 任 者 連 絡 先 等		氏 名；	
		〒 ー 此花区	
		☎ (携帯等)	
貴団体の周知 等 について		① 入会希望者や作品の問合せ先 ☎ ・ 対応しない	
		② 周知方法（例：チラシ）	
展 示 内 容	種 類	(絵画・書など)	
	展 示 数	(壁掛け・吊下げ) 点	(置物・立掛け) 点
	作品概要		
団 体 の 概 要	活動目的		
	活動状況		
	会 員 数	人	
	指 導 者		
	研修場所		
希 望 す る 使 用 期 間	第 1 希望	使用番号	使用期間 月 日 ～ 月 日
	第 2 希望	使用番号	使用期間 月 日 ～ 月 日
	第 3 希望	使用番号	使用期間 月 日 ～ 月 日

※ 使用に関する注意事項

- ① 申込状況により、希望する期間とならない場合があります。
- ② 作品の展示・飾りつけ等は、利用者で行ってください。
- ③ 展示中の不慮の事故については責任を負えませんので、ご了承願います。
- ④ グループ活動等の自己紹介文を掲示される場合は、使用申請の際に必ず原稿を提出してください。
- ⑤ 申請内容に虚偽があった場合は許可を取り消す場合があります。
- ⑥ 使用許可の審査を行う際、作品のスナップ写真等必要な資料の提出を求める場合があります。
- ⑦ 展示期間・団体名・展示内容（種類）を区民ギャラリー前に年間予定表として掲示します。

※此花区役所 3 階 32 番窓口までご提出願います。（郵送可）

※個人情報保護を厳守し、ギャラリー事業連絡以外に使用いたしません。

————— 以下については、此花区役所における申込み受付時に記載するため、
記載しないでください。 —————

使用番号	
------	--

令和 年 月 日

様

大阪市此花区長

此花区民ギャラリー使用許可等通知書

先に申請のありました此花区民ギャラリーの使用について、次のとおり通知します。

記

☐ 使用を許可します。

1 使用許可期間

年 月 日 () ～ 年 月 日 ()

2 展示内容

種類 (絵画・書など)

3 使用条件・その他

(1) 作品搬入 年 月 日 ()

時 分 ～ 時 分

(2) 作品搬出 年 月 日 ()

時 分 ～ 時 分

(3) 展示ケースの鍵は、此花区役所総務課で受け取ってください。なお、搬入・搬出の際には本書を示してください。

(4) 展示期間内に事故の無いように、出展者で責任を持って取り付け等を行ってください。

(5) 展示期間内の作品等については、破損・盗難等の責任は負いかねますので、ご了承ください。

☐ 許可しません。

(理由)

[連絡先]

此花区役所総務課

〒554-8501 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号

電話：06 - 6466 - 9625 FAX：06-6462-0942

取消申請日：令和 年 月 日

此花区民ギャラリー使用許可取消申請書

此花区長 様

次のとおり、此花区民ギャラリーにかかる使用許可の取消を申請します。

団 体 名	
代 表 者 名	
責 任 者 氏 名 ;	
連 絡 先 等	〒 此花区
	☎ (携帯等)
使 用 期 間	月 日 ～ 月 日
取 消 理 由	